平成２２年（フ）第１１３号
富山市八尾町福島271番地１　辻アパートＭＩＴ小早稲田203号
債務者　山崎さゆり
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１６号
富山市月岡西緑町76番地２
債務者　窪喜　弘子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２３号
富山市豊若町２丁目８番68号
債務者　小林　一美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３９号
富山市水橋狐塚36番地29
債務者　白川　玲子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０号
広島県福山市王子町２丁目17番16号、前住所岡山県笠岡市富岡101番地の11
債務者　塚口　眞隆
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１５８号
山口県熊毛郡平生町大字大野北10番地の２
債務者　藏本　政幸
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３８号
佐賀県唐津市肥前町新木場丙1864番地
債務者　石倉　政幸
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１４９号
群馬県太田市熊野町21番35―Ａ203号
債務者　渡辺　恵美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１０８０号
千葉市美浜区幸町２―11―10―505、住民票上の住所名古屋市南区上浜町289番地の１
債務者　小田原裕美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３０６号
名古屋市昭和区小坂町２丁目13番地の２　アイビーハイツ203号
債務者　久保さとみ
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３２５号
名古屋市千種区千代が丘１番107―1104号千代が丘団地
債務者　髙橋　千佳
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２０号
神戸市長田区前原町１丁目３番１―501号
債務者　萩原ネルフィ
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７６号
神戸市灘区鶴甲４丁目６番22―506号、住民票上の住所神戸市兵庫区天王町２丁目37番地
債務者　鳥居　義敏
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０３号
神戸市東灘区向洋町中１丁目14番地イーストコート２番街レジデンス904号
債務者　大西　咲良
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０号
青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田104番地８　定住促進住宅102号室
債務者　小山内未来（旧姓高谷）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１０９号
広島県福山市手城町３丁目31番３号、旧住所広島県福山市引野町5244番地４
債務者　藤森　好子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１４７号
広島県福山市赤坂町大字赤坂1127番地７、旧住所広島県福山市木之庄町５丁目１番38号
債務者　小林　徹也
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係